日弁連総第９８号
２０１０年（平成２２年）１２月２４日

衆議院議長　横路孝弘殿

日本弁護士連合会
会長　宇都宮健児

警告書

当連合会は，免田栄氏申立てに係る，死刑再審無罪者に対して，２００２年１月１７日付け当連合会勧告（日弁連総第６３号。以下「勧告」という。）後も年金受給資格の回復がなされていないとの人権救済申立事件につき，以下のとおり警告する。

第１　警告の趣旨

かつて死刑判決を受け，再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が，国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じないことは，重大な人権侵害であり，勧告から８年が経過した後も，かかる冤罪被害者の無年金状態を国が放置し続けることは，新たな人権侵害とも評価されうる異様な事態である。国は，速やかに，関係諸機関との連携をとったうえで，立法措置等の救済措置を講じられるよう，強く警告する。

第２　警告の理由

１　本件申立人の国民年金受給を求める人権救済申立てについては，既に当連合会において，厚生労働省（当時は厚生省）に対して勧告を行っており，事実関係及び勧告の理由については，勧告書を添付するのでそれを引用する。

２　上記勧告が行われた後８年を経過しても，申立人の国民年金受給資格の回復措置は行われることなく，報道によれば，申立人が年金受給資格回復を申し立てたのに対し，総務省年金記録確認第三者委員会は，「取り扱う事案に該当しない」との理由により，国民年金受給資格の回復の申立てについて，２００９年７月３日，申立書一式を返送したとのことであり，依然として正規の行政手続では，申立人の救済の門は閉ざされたままである。

3　勧告後も，死刑再審無罪者に対して，年金受給資格の回復がなされていないとの人権救済申立てに対して，２００９年５月２８日付け当連合会からの厚生労働省宛て照会に対する，同年６月２６日付け厚生労働省年金局からの回答によると，「刑務所等の施設収容者についても，２０歳から６０歳までの間であれば本来国民年金の被保険者となるものであり，保険料納付実績がなく，保険料免除も申請していない者に対して，特例的に年金給付を行うことは，負担に応じて給付を行う社会保険の根幹に関わる極めて困難な課題があると考えられることから，そのような措置を講ずるとの判断に至る状況を見い出し得ていない」とのことであるが，この論理は形式論に終始しており，当連合会勧告が先に指摘した問題点を全く無視し，本件の問題の本質から目を背けたものといわざるを得ない。

国民年金制度は，加入者が保険料を納付し，加入者が給付を受けることが大前提であることは確かではある。

しかし，申立人が無保険状態となった原因は，既に勧告が述べているとおり，捜査機関による不当逮捕・不当勾留，裁判所における誤判により国民年金制度施行時に確定死刑囚とされ，日々死刑執行の恐怖にさらされていて，明日の命も知れないという，「将来的に社会復帰を想定して年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難」な状況を，司法の過ちにより作出していたところにあるのであり，この状況は，「申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様」である。その意味では，申立人の無年金状態は，国家機関が過ちを犯したという先行行為によって作出されたものである。申立人が保険料免除の申請を行わなかったことの不利益は，申立人の怠慢等によるものとは異なり，申立人本人に帰責させることは到底許されない。

なお，勧告には明示していないが，申立人は，刑事収容施設から，国民年金制度の説明及び保険料免除制度についての教示を受けていなかったか，極めて不十分な教示しか受けていなかった可能性が極めて高いことは，国会の議事録等によっても確認できるところであり，申立人が確定死刑囚であったことに加え，年金制度の手続履践を期待するための最低条件すら満たされていなかったことも指摘できるところである。

申立人は，法律的・制度的な不備によって，国民年金に加入していないという状態を作出されたものであるうえ，申立人のように，死刑判決を受け，死刑が確定した後に，再審によって無罪を獲得し，社会復帰を果たすこと自体が，国民年金制度が想定していなかった事態といえる。いわば，申立人は，二重の意味で制度的な不備により苦しめられているのである。

4　１９９９年（平成１１年）６月１１日第１４５回国会法務委員会第１９号議事録，２０００年（平成１２年）３月２９日第１４７回国会法務委員会第８号議事録，２０００年（平成１２年）４月２６日第１４７回国会法務委員会第１６号議事録，２００３年（平成１５年）７月２日第１５６回国会法務委員会第２９号議事録，２００５年（平成１７年）１０月１１日第１６３回国会法務委員会第４号議事録等の資料によっても，時の政府関係者が，申立人が制度の谷間の「お気の毒」な状況に置かれていること，年金制度の大原則を踏まえたうえで救済の方向の方策の研究を行い取り組んでいく旨を表明していることが確認でき，政府は，年金制度の大原則を振りかざすのみでは，申立人が置かれた状況が割切れるものではないことを十分に認識し，そのうえで救済の方策を検討していたことは明らかである。

にもかかわらず，勧告から８年を経た現在においても，申立人の置かれた状況を救済するための立法措置はなされていない。

のみならず，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題について，前記厚生労働省年金局からの回答は，形式論に終始しており，前述した国会の討議における政府関係者の認識と比較しても，後退した見解というほかはない。このような見解を示すということ自体が，単に停滞し，無為無策であるという事態を超えて，確定的に今後も申立人の救済を行わないとの意思表明であるとすらいえるもので，極めて問題である。

これは，まさに，申立人の置かれた状況を放置しているというだけではなく，勧告後においては，国が不作為によって，極めて重大な，新たな人権侵害を行っているというほかはなく，厚生労働省一省の問題ではなく，立法・行政全体の問題として捉えざるを得ない。

当該人権侵害状況を是正するためには，かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被害者の年金問題が何故このような長期間放置されているのかを，速やかに調査し，国会を含めた関係諸機関が連携して立法的解決を含めた解決策を模索する必要性が高い。

「筆舌に尽くしがたいご苦労」があった中国残留邦人も，年金制度の大原則論では同様の立場であるが，老齢年金の満額支給等の支援策が既に導入されているし，同様に，任意加入であった時点での学生及び被用者の配偶者，朝鮮民主主義人民共和国（法文上は北朝鮮。）当局による拉致被害者に対しても，年金に加入できなかった期間の保険料の追納を国庫負担で認めたり，国庫負担により特別障害者給付金を給付したりと，年金制度の谷間の問題を救済する策が講じられている。かつて死刑判決を受け，再審によって無罪が確定した冤罪被

害者も，筆舌に尽くしがたい艱難辛苦をなめた者であり，そのような状況は，国家機関の過ちという，いわば，国の先行行為により作出されたものである。申立人が，中国残留邦人等と比較して，救済の必要性が低いとは到底いえない。そして，中国残留邦人をはじめとする問題の救済が実際に行われていることからしても，問題解決に困難があるとしても，救済が不可能というものではないことは明らかなのである。

また，申立人は高齢であり，いかに困難な問題であろうと，申立人の救済のためには，早急な救済が必要な状況にあることはいうまでもない。

5　よって，「警告の趣旨」記載の警告を行う。

以　上